

- ③ しかし公的年金（現在では特別支給の老齢厚生年金）の支給開始年齢が両性間で異なる場合には、性差別定年制を帰結することになる。
- ③ 東京海上笠井保険事件，東京地判平8・3・27 労経連1598号20頁，三井海上火災保険事件，大阪地判平10・1・23 労判731号21頁，三室戸学園事件，東京地判平14・1・21 労判823号19頁。
- ④ クリスタル観光バス事件，大阪高判平18・12・28 労判936号5頁。
- ⑤ 大栄交通事件，最二小判昭51・3・8 労判245号24頁，日本大学事件，東京地判平14・12・25 労判845号33頁，協和精工事件，大阪地判平15・8・8 労判860号33頁。
- ⑥ 第四銀行事件，最二小判平9・2・28 民集51巻2号705頁，日本鋼管（賃金減額）事件，横浜地判平12・7・17 労判792号74頁。
- ⑦ 日本貨物鉄道（賃金請求）事件，東京地判平11・8・24 労経連1733号3頁。待命処分無効確認，判定取消等請求事件，最大判昭39・5・27 民集18巻4号676頁参照。
- ⑧ 日本貨物鉄道（定年時差別）事件，名古屋地判平11年12月27日 労判780号45頁。
- ⑨ みちのく銀行事件，最一小判平12・9・7 民集54巻7号2075頁。年齢による差別的待遇という観点で就業規則変更の合理性が否定されたわけではない。
- ⑩ 三井石炭鉱業事件，福岡地判平4・11・25 労判621号33頁。
- ⑪ エヴェレット汽船事件では，人件費負担の大きさが決め手となり，45歳以上の者を業務整理の基準とすることは不合理ではないと判断された。東京地決昭63・8・4 労判522号11頁。
- ⑫ ヴァリグ日本支社事件，東京地判平13・12・19 労判817号5頁。
- ⑬ 天間製紙事件では，高齢者という基準は「それ自体としては疑問がないわけではない」としながら，被解雇者に対して規定の3割増の額（定年まで勤務した場合と同額）の退職金が支払われているといった理由から，整理解雇基準の合理性が肯定された。静岡地富士支判昭50・8・19 労判238号65頁。
- ⑭ 解雇規制において保護すべき法益は何かという観点を軸とした場合，年金給付によってある程度の所得が保障されている点は，解雇を社会通念上相当と判断する一要素となりえよう。たとえばフランスでも，年金受給資格と解雇要件は連動している。高齢者差別につながるよう慎重な検討をしつつ，高齢者について，若年者とは異なる労働法の解釈などの研究が必要であろう。高齢者と若年者の相違点や，高齢者雇用（採用）の促進と解雇との関係などを，さらに検討すべきである。
- ⑮ Social Security Retirement Earnings Test が，所得テスト，または RET と略称されている。
- ⑯ 年金を退職年金と捉える見解が多く，老齢年金と捉える考え方に賛同が得られないのであれば，次の代替案を提案する。

242

- 在職老齢年金制度を適用された人が就労を辞めて年金を満額受給するにあたり，その年金額を増額してはどうか。年金の支給繰り下げ制度と類似する考え方を導入し，就労により年金額が減額した効果を，何らかの形で評価するならば，年金額が減っても働こうとする人が出現する可能性がある。
- ⑶ 年金制度を根拠づける基本理念・哲学として，ア）恩恵の給付，イ）階級対立の緩和，ウ）労働者の教育訓練，エ）労働の対価，オ）国民としての権利，カ）産業の活性化と高齢労働者対策，キ）休息の権利，ク）所得の再分配，ケ）世代間の助け合い，コ）家計の社会化を挙げる見解などがある（村上 1993：41以下）。公的年金を正当化する規範について，基礎年金部分と報酬比例部分を分けて考察したのとして，菊池（2000：151以下）参照。
- ⑷ 老齢年金の支給要件を，退職とするのか，一定年齢に達したこととするのか，次の論説では，両者の見解が正面から戦わされていて示唆に富む（年金科学研究会編 2000：73以下）。
- ⑸ この他，パートタイム労働者に在老の適用がない点，および資産所得や配当所得がいくらあっても年金の受給額に影響がない点についても指摘した論説として，森戸（2001c：101-102）参照。
- ⑹ 老齢年金の支給要件を「年齢」として，「企業からの退職」は条件から除外すべきとする論説に，年金政策問題研究会（1982：22）がある。

## 参考文献

- 阿部和光（2000）「高齢者就労社会の雇用政策」日本労働法学会編『労働市場の機構とルール 第2巻』有斐閣，176-195頁。
- 荒木誠之（1986）「高齢者の生活保障と雇用確保」『ジュリスト』864号，12-18頁。
- 家田愛子（2004）「高齢者雇用とシルバー人材センター」角田邦重・毛塚勝利・浅倉むつ子『ジュリスト増刊 労働法の争点 第3版』有斐閣，261-262頁。
- 池添弘邦他（2007）「NPO 就労発展への道筋——人材・財政・法制度から考える」『労働政策研究報告書』82号。
- 岩村正彦（2005）「高齢者雇用安定法の改正をめぐる」『ビジネス・レーパー・トレンド研究会』『65歳継続雇用時代にどう備えるか——改正高給法で求められる労働の新たなルールづくり』3-10頁（[http://www.jil.go.jp/kokunai/bls/houkoku/documents/iwamura\\_fujimura\\_1.pdf](http://www.jil.go.jp/kokunai/bls/houkoku/documents/iwamura_fujimura_1.pdf)）。
- 岩村正彦（1998）『変貌する引退過程』『岩波講座・現代の法12 職業生活と法』岩波書店，301-367頁。
- 江口隆裕（2008）『変貌する世界と日本の年金——年金の基本原則から考える』法律

243

- 文化社。
- 奥山明良（1995）「高齢者の雇用保障と定年制問題——アメリカの年齢差別禁止法との比較で」『成城法学』50号，33-58頁。
- 菊池高志（2005）「高齢者雇用——政策の到達点」『法律時報』77巻5号，38-43頁。
- 菊池高志（1997）「高齢者の就業」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』有斐閣，2-32頁。
- 菊池馨実（2000）『社会保障の法理念』有斐閣。
- 菊池馨実（1998）『年金保険の基本構造——アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念』北海道大学図書刊行会。
- 岸本武史（1994）「これからの高齢者雇用対策——高齢者雇用安定法の改正にともなう」『季労』171号，29-43頁。
- 玄樽真美（2005）『仕事における年齢差別——アメリカの経験から学ぶ』御茶の水書房。
- 厚生労働省「改正高齢者雇用安定法 Q&A（高齢者雇用確保措置関係）」（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>）。
- 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部編（2003）『高齢者雇用を考える』雇用問題研究会。
- 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究会（2005）『高齢者の社会参画に関する政策研究報告書（NPO調査編）』内閣府（<http://www8.cao.go.jp/kourei/kenkyu/kenkyu.html>）。
- 雇用における年齢差別禁止に関する研究会（2000年）「雇用における年齢差別禁止に関する研究会中間報告」（<http://www5.cao.go.jp/2000/e/0627e-koyou-chuukan.pdf>）。
- 今後の高齢者雇用対策に関する研究会（2003）『今後の高齢者雇用政策について——雇用と年金との接続を目指して』（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/09/s0925-4.html>）。
- 坂本重雄（1990a）「高齢者雇用」『労働法の争点（新版）』212頁。
- 坂本重雄（1990b）「高齢者雇用保障の政策課題」『季労』156号，6-16頁。
- 櫻庭涼子（2008）「年齢差別禁止の法理」信山社。
- 櫻庭涼子（2007）「高齢者の雇用確保措置——2004年改正後の課題」『労旬』1641号，46-59頁。
- 櫻庭涼子（2005）「雇用における年齢差別——アメリカおよびEUの状況」『ジュリスト』1282号，119-125頁。
- 笹沼朋子（2000）「募集・採用差別」日本労働法学会編『講座21世紀の労働法 第6

244

- 巻 労働者の人格と平等』有斐閣，225頁。
- 難賀芳三（2002）「高齢者の雇用問題——定年延長からゆるやかな引退へ」『近畿大学法学』49巻2・3号，49-99頁。
- 産労総合研究所編（2006）『65歳雇用時代の退職金・企業年金と高齢者雇用』経営書院。
- 産労総合研究所編（2004）『定年65歳時代の中高齢者雇用・活用マニュアル』経営書院。
- 高田信義（1972）「定年制」『合理化』論の法的批判』『季労』86号，59-72頁。
- 庄司洋子他編（1999）『福祉社会事典』弘文堂。
- 菅野和夫（2008）『法律学講座双書 労働法 第8版』弘文堂。
- 菅野和夫（2004）『新・雇用社会の法 補訂版』有斐閣。
- 清家篤（2006a）『エイジフリー社会を生きる』NTT出版。
- 清家篤（2006b）『エイジフリー社会への展望』清家篤編『エイジフリー社会』社会経済生産性本部，11-24頁。
- 清家篤・山田篤裕（2004）『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- 清家篤編（2001）『生涯現役時代の雇用政策』日本評論社。
- 清家篤（2000）『定年破壊』講談社。
- 清正寛（2005）「高齢者雇用の法的課題——高齢者等雇用安定法2004年改正をめぐって」水野勝先生古稀記念論集編集委員会『労働保護法の再生 水野勝先生古稀記念論集』信山社，285-304頁。
- 清正寛（1997）「定年制の機能変化と雇用システム」河野正輝・菊池高志編『高齢者の法』有斐閣，59-80頁。
- 関ふ佐子（2008）「高齢者と年齢」『週刊社会保障』2483号，42-47頁。
- 関ふ佐子（2006）「日本の在職老齢年金制度にみる差別禁止と特別な保障」清家篤編『エイジフリー社会』社会経済生産性本部，137-168頁。
- 土田道夫（2004）『労働法概説I 雇用関係法』弘文堂。
- 東京大学労働法研究会編（2003）『注釈労働基準法・上巻 §§1-131』有斐閣（森戸英幸執筆）344頁。
- 中川恒彦（2006）『Q&A 65歳までの雇用確保措置』労働法令協会。
- 中窪裕也（1995）『アメリカ労働法』弘文堂。
- 中村涼子（2000）「雇用における年齢差別の禁止——米国の法規制の基本趣旨」『本邦法政紀要』9号，83-120頁。
- 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト会議（2007）『「70歳まで働ける企業」の実現に向けた提言』高齢・障害者雇用支援機構（<http://www.jeed.or.jp/activity/>

245